

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(令和元年経済産業省環境省令第4号・第5号)

改 正 後	改 正 前
<p>(法第二十九条第一項第一号の主務省令で定める者)  <u>第九条の二</u> 法第二十九条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(フロン類の充填に関する基準)            第十四条 法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。            一～四 (略)            五 充填しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び<u>第九十四条第二号</u>において同じ。)が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。            六～九 (略)</p> <p>(第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認等)  <u>第二十七条の二</u> 法第四十一条の規定による確認は、次により行</p>	<p>(新設)</p> <p>(フロン類の充填に関する基準)            第十四条 法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。            一～四 (略)            五 充填しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び<u>第九十四条</u>において同じ。)が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。            六～九 (略)</p> <p>(新設)</p>

うものとする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が第四十条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されないこと。
- 二 第一種フロン類充填回収業者が廃棄等実施者に次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「確認証明書」という。）を交付すること。
  - イ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
  - ロ フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数
  - ハ フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在
  - ニ フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
  - ホ 確認証明書の交付年月日
  - ヘ フロン類が充填されていないことを確認した日
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項第二号の規定により交付をした確認証明書の写しを当該交付をした日から三年間保存しなければならない。
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項第二号の規定による確認証明書の交付を受けたときは、当該確認証明書を当該交付を受けた日から三年間保存しなければならない。

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への回収依頼書の交付）

第二十八条 法第四十三条第一項の規定による回収依頼書の交付は、次により行うものとする。

- 一 （略）
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が回収依頼書に記載された事項と相違がないこと

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への書面の交付）

第二十八条 法第四十三条第一項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。

- 一 （略）
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項と相違がないこと

いことを確認の上、交付すること。

三 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の記載事項)

第二十九条 法第四十三条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 回収依頼書の交付年月日

二・三 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の写し等の保存期間)

第三十二条 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者に送付する引取証明書の記載事項)

第四十四条 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の送付)

第四十五条 第四十二条の規定は、法第四十五条第二項の規定による引取証明書の送付について準用する。この場合において、第四十二条第二号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

(引取証明書の交付等を受けるまでの期間)

第四十六条 法第四十五条第四項の主務省令で定める期間は、回収依頼書又は委託確認書の交付の日から三十日とする。ただし、解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から九十日とする。

を確認の上、交付すること。

三 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者の書面の記載事項)

第二十九条 法第四十三条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 書面の交付年月日

二・三 (略)

(第一種特定製品廃棄等実施者の書面の写し等の保存期間)

第三十二条 (略)

(第一種フロン類引渡受託者に交付する引取証明書の記載事項)

第四十四条 (略)

(第一種フロン類引渡受託者への引取証明書の交付)

第四十五条 第四十二条の規定は、法第四十五条第二項の規定による引取証明書の交付について準用する。この場合において、第四十二条第二号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

(引取証明書等の交付等を受けるまでの期間)

第四十六条 法第四十五条第四項の主務省令で定める期間は、法第四十三条第一項の書面又は委託確認書の交付の日から三十日とする。ただし、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委

(第一種特定製品廃棄等実施者の報告)

第四十七条 法第四十五条第四項の規定による報告は、速やかに法第四十三条第一項の規定により交付した回収依頼書の写し又は同条第二項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。

(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付)

第四十八条の二 法第四十五条の二第一項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。

- 一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が二以上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。
- 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。
- 三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合)

第四十八条の三 法第四十五条の二第一項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特

託確認書の交付の日から九十日とする。

(第一種特定製品廃棄等実施者の報告)

第四十七条 法第四十五条第四項の規定による報告は、速やかに法第四十三条第一項の規定により交付した書面の写し又は同条第二項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。

(新設)

(新設)

定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合

二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合

三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合

2 前項第二号の場合において、第一種特定製品引取等実施者による当該確認証明書の写しの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

一 交付された確認証明書を三年又は次号の規定により確認証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間保存すること。

二 引取り等を行った第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡をするときに、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該確認証明書の写しを回付すること。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの回付)  
第四十八条の四 第四十八条の二の規定は、法第四十五条の二第二項の規定による引取証明書の写しの回付について準用する。この場合において第四十八条の二中「第一種特定製品引取等実施者」とあるのは、「第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者」と読み替えるものとする。

(新設)

(第一種特定製品引取等実施者の引取証明書の写しの保存期間)  
第四十八条の五 法第四十五条の二第三項の主務省令で定める期

(新設)

間は、三年又は法第四十五条の二第二項の規定による引取証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間とする。

(引取り等に際してのフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合)

第四十八条の六 法第四十五条の二第四項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行う者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 二 第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外)

第四十九条 法第四十六条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

イ フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって第五十条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。

ロ (略)

(新設)

(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外)

第四十九条 法第四十六条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

(新設)

イ (略)

ハ 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係るロの規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実であること。

三 (略)

二 (略)

(第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量の記録等)

第五十一条 法第四十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第四十一条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行う場合において確認をした年月日、当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所並びに当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

四～八 (略)

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の充填、回収、法第四十一条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行う場合における確認、法第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量等の都道府県知事への報告)

(新設)

ロ (略)

二 (略)

(第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量の記録等)

第五十一条 法第四十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三～七 (略)

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の充填、回収、法第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量等の都道府県知事への報告)

第五十二条 法第四十七条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において法第四十一条に規定する場合においてフロン類が充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数

四～十 (略)

(第一種フロン類再生業者の許可の申請)

第五十五条 (略)

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の申請をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(法第五十一条第二号イの主務省令で定める者)

第五十八条の二 法第五十一条第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種フロン類再生業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(再生証明書の記載事項)

第六十四条 法第五十九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 再生証明書の送付年月日

六・七 (略)

第五十二条 法第四十七条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三～九 (略)

(第一種フロン類再生業者の許可の申請)

第五十五条 (略)

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(新設)

(再生証明書の記載事項)

第六十四条 法第五十九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 再生証明書の交付年月日

六・七 (略)

(再生証明書の送付)

第六十五条 法第五十九条第一項の規定による再生証明書の送付は、次により行うものとする。

一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、再生を行ったフロン類の種類ごとの量並びに再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量が再生証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、送付すること。

二 フロン類の再生を行った日から三十日以内に送付すること。

(フロン類破壊業者の許可の申請)

第七十条 (略)

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の申請をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(法第六十四条第二号イの主務省令で定める者)

第七十三条の二 第五十八条の二の規定は、法第六十四条第二号イの主務省令で定める者について準用する。この場合において、第五十八条の二中「第一種フロン類再生業者」とあるのは、「フロン類破壊業者」と読み替えるものとする。

(破壊証明書の記載事項)

第七十九条 法第七十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

(再生証明書の交付)

第六十五条 法第五十九条第一項の規定による再生証明書の交付は、次により行うものとする。

一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、再生を行ったフロン類の種類ごとの量並びに再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量が再生証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

二 フロン類の再生を行った日から三十日以内に交付すること。

(フロン類破壊業者の許可の申請)

第七十条 (略)

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(新設)

(破壊証明書の記載事項)

第七十九条 法第七十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 破壊証明書の送付年月日

六・七 (略)

(破壊証明書の送付)

第八十条 法第七十条第一項の規定による破壊証明書の送付は、次により行うものとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、破壊したフロン類の種類ごとの量が破壊証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、送付すること。
- 二 フロン類を破壊した日から三十日以内に送付すること。

(第一種フロン類充填回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間)

第八十二条 第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

(フロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引取り等の禁止等の表示)

第九十四条 法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、次のとおりとする。

- 一 冷媒として充填されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること。
- 二 当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数

五 破壊証明書の交付年月日

六・七 (略)

(破壊証明書の交付)

第八十条 法第七十条第一項の規定による破壊証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、破壊したフロン類の種類ごとの量が破壊証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類を破壊した日から三十日以内に交付すること。

(第一種フロン類充填回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間)

第八十二条 第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の規定する主務省令で定める期間について準用する。

(第一種特定製品に充填されているフロン類の表示)

第九十四条 法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数とする。